

がん特約 無配当



♥ 特長

がんに対する重点的な保障が得られます。

がんによる入院・手術を保障する特約です。
がん入院給付金の支払日数・がん手術給付金の支払回数に限度がないため、長期入院の際も安心です。

■がん給付*の責任開始期までには、主契約の責任開始期からその日を含めて90日の待ち期間があります。

■主契約にこの特約を中途付加した場合のがん給付の責任開始期については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

*がん給付とは、がん診断給付金・がん入院給付金・がん手術給付金および退院後療養給付金をさします。

がんと診断されたときは、給付金をお支払いします。

初めてがんと診断確定されたときは、がん診断給付金をお支払いします(お支払いは1回のみ)。

退院後の療養についても保障が得られます。

がんで入院後、療養のために退院されたときは、退院後療養給付金をお支払いします。

解約返戻金はありません。

保険期間をとおして解約返戻金はありません。

身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みは不要です。

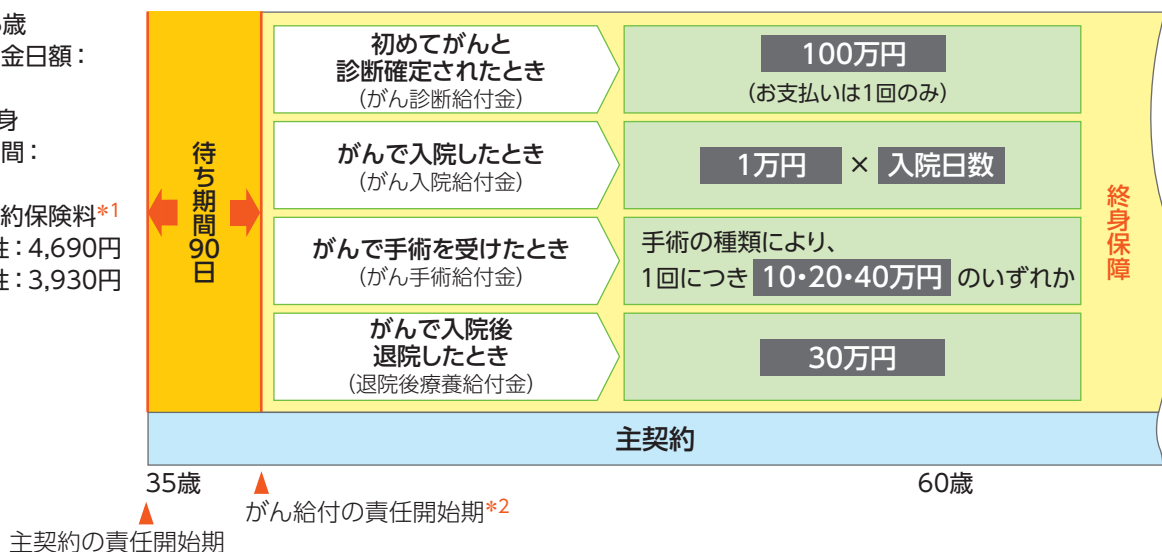
不慮の事故により、事故日から180日以内に被保険者が所定の身体障害の状態になられ、主契約の保険料のお払い込みが免除されたときは、この特約の以後の保険料もお払い込みが不要になります。

■この保障には90日の待ち期間はありません。

📄 仕組とご契約例

図はイメージです。

- 被保険者：35歳
- がん入院給付金日額：10,000円
- 保険期間：終身
- 保険料払込期間：60歳まで
- 個別扱月払特約保険料*1
男性：4,690円
女性：3,930円



*1 特約単独でのご加入はできませんので、この他に主契約の保険料が必要となります。

*2 主契約にこの特約を中途付加した場合のがん給付の責任開始期については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。



被保険者が、がん給付の責任開始期前にがんと診断確定されていた場合、ご契約者および被保険者がその事実を知っているか否かにかかわらず、この特約は無効となります。



給付金のお支払い事由 (詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください)

お支払いする給付金	お支払い事由	お支払い額	お受け取りになる人
がん診断給付金	がん給付の責任開始期以後、保険期間中に初めてがんと診断確定されたとき	がん入院給付金日額×100	主契約の被保険者 (保険契約者と主契約の死亡保険金受取人が法人の場合は保険契約者)
がん入院給付金	がん給付の責任開始期前にがんと診断確定されることなく、がん給付の責任開始期以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的として保険期間中に入院したとき	がん入院給付金日額×入院日数	
がん手術給付金	がん給付の責任開始期前にがんと診断確定されることなく、がん給付の責任開始期以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的として保険期間中に所定の手術を受けたとき	手術の種類に応じて、がん入院給付金日額×10・20・40のいずれか	
退院後療養給付金*	がん入院給付金の支払事由に該当する入院をした後、療養するために保険期間中に退院したとき	がん入院給付金日額×30	

*退院日の翌日からその日を含めて60日以内に、死亡または再入院(がんの治療を直接の目的とした再入院)をした場合、支払額は以下ようになります(この金額を超える退院後療養給付金を支払済の場合は、次にお支払いする給付金・保険金から差し引きます)。

退院日の翌日からその日を含めて死亡日または再入院日の前日までの日数×入院給付金日額の50%



ご契約に際して

契約年齢の範囲

◆0歳～85歳

●お選びいただける保険期間・保険料払込期間は、主契約の保険期間・保険料払込期間の範囲内となります。

自動更新

◆保険期間が同一の平準定期保険・平準定期保険(喫煙リスク区分型)・無解約返戻金型平準定期保険に付加している場合、保険期間が満了したとき、所定の要件を満たせば、告知や医師の診査なしでご契約を自動的に更新できます。

- 被保険者が80歳(保険料払込免除特約を付加している場合は70歳)になるまで更新できます。
- 更新後の保険料は、更新時の年齢・保険料率によって計算します。
- 更新可能なご契約については、事前に当社よりお知らせします。保険期間満了日の2週間前までに継続しない旨をご通知いただいた場合は、自動更新いたしません。
- 保険料の払込期間が保険期間よりも短い場合は、自動更新いたしません。

保障の対象となる手術と給付倍率表

手術の種類	給付倍率
1. 悪性新生物根治手術	40
2. 悪性新生物温熱療法 (施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)	10
3. その他の悪性新生物手術	20
4. 悪性新生物根治放射線照射 (悪性新生物の治療を目的とした50グレイ以上の照射で 施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)	10

保険料払込方法

◆特約保険料の払込方法は主契約の払込方法と同一になります。

ご契約の際には「ご契約のしおり・約款」、「重要事項説明書(契約概要)」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

ご契約のしおり・約款はご契約に伴う大切なことがらを記載したもので、**クーリング・オフ**(お申し込みの撤回)、**告知義務違反、免責、解約に関するご注意、契約内容の変更**など、ご契約者に必要な保険の知識について説明しています。必ずご一読のうえ大切に保管してください。また、**重要事項説明書(契約概要)**は保険商品の内容などをご理解いただくために必要な情報を記載したものであり、**重要事項説明書(注意喚起情報)**は契約内容などにおいてご注意ください情報に記載したものです。お申し込みの前に必ずご一読いただき、内容をご確認のうえ大切に保管してください。

保険種類をお選びいただく際には「ソニー生命の保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険はソニー生命の保険種類のご案内に記載されている**特約**です。ソニー生命の保険種類のご案内は当社のライフプランナーまたは代理店にご請求ください。また、最寄りの支社・営業所にもございますのでご覧ください。

生命保険募集人について

当社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。また、当社の担当者(生命保険募集人)の身分・権限などに関しまして確認をご要望のときは、カスタマーセンターまでご連絡ください。

ご本人確認について

保険契約申込時、契約内容変更時、保険金・給付金請求時などの手続の際に、ご契約者または被保険者などに、運転免許証やパスポートなどの本人を確定し得る書類の提示を求めて、本人であることを確認させていただくことがあります。

ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
ホームページ <http://www.sonymlife.co.jp>

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》 ☎ 0120-158-821

個人情報の保護に関する法律の定めに基づき、契約内容に関するお問い合わせは保険契約者ご本人様からお願いしております。

なお、お問い合わせの際は、保険証券など「証券番号」が分かるものをご用意ください。

担当者

商品内容の詳細は下記担当者までお問い合わせください。